

2. 制度概要  
(2018年4月1日現在)

項目		北海道労働金庫		東北労働金庫		中央労働金庫		新潟県労働金庫		長野県労働金庫		静岡県労働金庫		北陸労働金庫	
対象団体の主な条件		①北海道内に主たる事務所を有すること ②NPO法人であること(任意団体は対象となりません) ③原則として、法人格取得前を含め活動実績が2事業年度以上活動しており、かつ法人格取得後最低1事業年度決算が確定していること		①原則として、貸出を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること ②東北ろうきんの営業エリア内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人(NPO法人)		(1)原則として、貸出を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後1事業年度以上の決算が確定していること。 (2)中央ろうきんの営業エリア内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人(NPO法人) (3)NPO法人および経営者が以下のネガティブリストに該当しないこと ①過去に不渡り事故等の信用異常がある場合 ②事業収入(または事業収益)、会員数(または利用者数)が特別の理由なく前事業年度に比べて大幅に減少(概ね20%以上)している場合 ③当期収支差額(または当期正味財産増減額)が3事業年度連続赤字の場合 ④正味財産合計額がマイナスで、概ね1~2年での解消見込みがない場合 ⑤過剰負債(長短借入金)が月あたりの経常収入(または経常収益)の4倍以上の場合 ⑥経営者の属性に問題がある場合		※以下の記載は、「NPO応援ローン」の内容となります。 ①新潟県内に主たる事務所を有している特定非営利活動法人(NPO法人)であること。 ②任意団体期間を含め3年以上の活動経験があり、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること ③新潟NPO協会内の「公益性審査委員会」による公益性審査を経て、融資申込みの推薦を得ていること。		①長野県内に主たる事務所を有しているNPO法人であること ②特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、登記していること ③任意団体期間を含め3年以上の活動実績、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること ④活動目的が特定非営利活動促進法第2条に定める「特定非営利活動」のうち、以下のいずれかの福祉事業を行っていること ・保健、医療または福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・その他当該金庫が福祉事業を行うにふさわしいと判断し承認された活動		①「特定非営利活動促進法」に基づき認証を受け、登記された団体で、静岡県内に主たる事務所を有するNPO法人 ②原則として、任意団体期間を含め3年以上継続して事業を行っているNPO法人。但し、国または地方自治体から指定を受けた事業に係る融資の場合は、事業年度を不問とする。		①北陸ろうきんの営業エリア内に主たる事務所をおくNPO法人であること(任意団体はご利用できません) ②団体の活動実績が3年以上継続して事業を行っていること ③団体の活動目的が介護をはじめ、地域における福祉・生きがい・教育などの事業を図ることを目的としていること	
資金使途 ○:対象 ×:対象外	つなぎ資金	○		○		○		○	地方自治体等助成団体からの助成金支給までのつなぎ資金等	○	地方自治体、助成団体等からの支払い資金の90%まで	○		×	運転資金の範囲の中で、つなぎ資金用途含む
	運転資金	○	借入期間:原則3年(最長5年)	○	借入期間:原則1年以内	○		○	経常運転資金、季節資金等	○	人件費・諸経費の支払等	○	人件費・諸経費の支払。パソコン・簿品等購入資金。	○	
	設備資金	○	無担保の借入期間:原則10年以内 有担保の借入期間:原則20年以内 ただし、取得設備の内容・規模等により、これを超える必要がある場合は個別に判断する。	○	借入期間:原則10年以内	○		○	新規設備資金、事務所等施設取得資金等	○	事務所・作業所・店舗・会館等の建設・改築資金	○	事務所・作業所等の取得資金 改築資金、車輜・機械設備資金等の購入資金 既借換資金。	○	
融資額限度	無担保	1,000万円	但し、つなぎ資金は交付金の範囲内で取扱可能な場合あり	500万円	但し、つなぎ資金は1,000万円以内で交付金の範囲内	1,000万円	特定の返済財源が明らかで、回収確実性が高いと認められる場合、2,000万円以内 但し、1,000万円超は、交付確実性の高い補助金・助成金・委託金等を返済財源としたつなぎ資金に限る。	500万円	但し、つなぎ資金は2,000万円以内で交付金の範囲内	500万円		1,000万円	但し、国・自治体の指定事業等の場合は当該事業の委託金や補助金等の受給額の範囲内で、上限一融資先当り5,000万円以内。	500万円	
	有担保	5,000万円	原則、担保評価の範囲内	5,000万円	担保評価の範囲内	5,000万円	※担保評価の範囲内 ※預金担保は、1億円以内かつ担保預金残高の範囲内	万円		3,000万円		5,000万円	※担保評価額80%の範囲内	5,000万円	担保評価額の範囲内
融資の種類 ○:あり ×:なし	手形貸付	○		○		○		○		○		○		○	
	証書貸付	○		○		○		○		○		○		○	
金利	つなぎ資金														
	無担保	1.000~1.700%	固定金利 ※適用利率は日信協保証有無により区分(保証料率0.40%は別途)	1.725%	(手形貸付固定金利)	2.475%	変動金利 ※短期プライムレート+1.000%	2.010%	基準金利(2.475%) - 0.465%	1.95%		①1.500% ②2.250%	①1年以内で返済原資が確定しているもの ②1年以内	-%	
	有担保	0.920~1.200%	固定金利 ※適用利率は日信協保証有無により区分(保証料率0.28%は別途)	-%		1.975%	変動金利 ※短期プライムレート+0.500% ※預金担保は、担保預金利率+0.500%	%		-%		-%		-%	
	その他														
	無担保	1.000~1.700%	固定金利 ※適用利率は日信協保証有無により区分(保証料率0.70%は別途)	※%	※年2.225%(手形貸付固定金利) 年2.725%(証書貸付変動金利)	2.475%	変動金利 ※短期プライムレート+1.000%	2.410%	基準金利(2.475%) - 0.065%	2.55~2.75%	3年以内2.55% 5年以内2.75%	2.750%	全期間	3.175%	
有担保	0.920~1.200%	固定金利 ※適用利率は日信協保証有無により区分(保証料率0.28%は別途)	※%	※年1.725%(手形貸付固定金利) 年1.975%(証書貸付変動金利) 担保預金利率+0.5%(固定金利)~ 預金担保貸付	1.975%	変動金利 ※短期プライムレート+0.500% ※預金担保は、担保預金利率+0.500%	%		2.15~2.55%	1年以内2.15% 3年以内2.35% 10年以内2.55%	2.250%	全期間	2.875~2.975%	返済期間5年以内 2.875% 返済期間7年以内 2.975%	
返済期間	手形貸付	1年		1年		1年	1年以内(3ヶ月毎の書換)	6ヶ月	ただし、つなぎ融資は最長1年3ヶ月	1年	1年以内かつ担保預金の満期日まで	1年		1年	1年以内
	証書貸付	資金使途と担保有無により異なる	無担保運転資金:3年(最長5年) 無担保設備資金:10年 有担保運転資金:3年(最長5年) 有担保設備資金:20年	10年	不動産担保15年以内	10年	設備資金は原則10年以内、最長20年以内 運転資金は原則1年以内、最長5年以内	5年	ただし、運転資金は1年以内	10年	無担保 5年以内 有担保 10年以内	担保有無により異なる	①無担保 運転資金3年以内 設備資金10年以内 ②有担保 運転資金20年以内 設備資金20年以内	5~7年	運転資金は5年以内 設備資金は7年以内(※但し不動産取得等の場合で、認められた場合は特例として15年まで可とする)
保証人要否	要		原則、法人代表理事を連帯保証人とする。 ※但し、以下の全ての項目を満たし、連帯保証人を付保しなくても信用力に懸念が無いと判断できる場合は、連帯保証人の付保を要しない。(つなぎ融資については①のみ満たすことを条件とする。) ①法人の業務・経理・資産所有等に関して、法人と経営者の関係が明確に分離されていること。 ②財務基礎の強化が図られており、信用力に懸念が無いと判断できること。 ③資産・負債の状況、事業計画や業績見直し及びその進捗状況等について、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明されており、経営の透明性が確保されていると判断できること。	要	法人代表者を含めた3名以上	要	原則として、与信先の経営者を個人連帯保証人として徴する。 保証人の人数は与信先の経営・運営体制に則した人数とし、1名以上とする。	要	個人連帯保証人1名以上(法人代表者を1名以上含む)	要	個人連帯保証人3名以上を当該NPO法人から選出(1名は法人代表者・2名は当該法人の理事から選出)	要	無担保、有担保を問わず原則として法人代表者を連帯保証人とする。 有担保融資の場合は、担保提供者を連帯保証人とする。	要	当該法人の代表権者とその他に2名以上を徴する。但し預金担保の場合は担保提供者を連帯保証人とし、他の保証人を徴しない。

2. 制度概要  
(2018年4月1日現在)

項目	東海労働金庫			近畿労働金庫			中国労働金庫			四国労働金庫			九州労働金庫			沖縄県労働金庫		
対象団体の主な条件	①東海ろうきんの営業エリア内に主たる事務所をおくこと ②法人活動実績が2事業年度以上あり、かつ法人格取得後1事業年度以上の決算が確定している法人 ※但し、地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業、または国、地方公共団体、及びその外郭団体、法人等からの委託事業(再委託を含む)・助成事業補助事業に係る貸付については事業年度数を問わないものとするが、委託金・助成金・補助金等の交付が決定したつなぎ融資であって、当該法人が法人格取得済みで、かつ交付日までの期間が1年以内の場合に限る  ※事業年度数は、当該事業開始日以降の決算月の経過回数で判定。			①原則として福祉系特定非営利活動法人(NPO法人) ②任意団体期間を含め2年以上活動(事業)を行っていること ③主たる事務所が近畿ろうきんの営業エリアにあること			次のすべての条件を満たすNPO法人 また、労働金庫法第11条第1項第4号の会員資格があると認められ、「4号会員」となったNPO法人 ①金庫の営業区域内に主たる事務所を有すること ②原則として、法人格取得後3事業年度以上(つなぎ資金については1事業年度以上)活動していること(ただし、法人格取得後3事業年度未満であっても、法人取得後1事業年度以上の決算が確定しており、かつ任意団体の期間を通算して3事業年度以上の活動実績が確認できる書類の提出を条件として、同様の扱いとする。 ③NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと ④NPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと ⑤市税の納税義務がある法人については、納付すべき税を滞納していないこと ⑥当期収支差額は直近の3事業年度連続して赤字となっていないこと			①四国ろうきんの営業エリア内に主たる事務所を有する特定非営利法人(NPO法人) ②法人格取得前も含め3年以上の活動実績があり、かつ法人格取得後1事業年度の決算が確定していること			①特定非営利活動促進法に基づく法人(NPO法人)格を取得していること ②法人格取得前も含めて事業活動が2年以上であること(なお、法人格取得後、初めて到来する事業年度の決算が確定していなくても融資対象とする) ③主たる事務所が九州ろうきんの営業エリア内にあること ④資金の使途が赤字補填ではないこと			①特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得し、当庫の営業地区内に主たる事務所を有すること ②法人格取得前も含めて3年以上活動していること ③労働金庫法第11条第1項第4号の会員資格があると認められ、「4号会員」となったNPO法人		
資金使途 ○:対象 ×:対象外	つなぎ資金	○	地方公共団体指定管理者制度の委託金等。	○		○		○		○		○		○		○	運転資金の範疇の中で、つなぎ資金用途含む(但し地方自治体等助成金支給まで)	
	運転資金	○		○		○		○	人件費、備品等の購入資金、仕入資金、諸経費の支払資金等。	○		○		○		○		
	設備資金	○		○		○		○	事業所・作業所等の取得資金、機械設備・車両等の購入資金等。	○		○		○		○		
融資限度	無担保	1,000万円	但し、つなぎ資金は3,000万円以内で、交付金額の範囲内	1,000万円	つなぎは、原則1,000万円	500万円	つなぎ資金は1,000万円(つなぎ資金を含む無担保貸出の合計額は1,000万円以内)	500万円	つなぎ資金は、委託金・助成金の交付額の範囲内	1,000万円		500万円		500万円				
	有担保	5,000万円	※担保評価の80%範囲内	※万円	※原則担保評価内	3,000万円	①不動産担保貸出3,000万円(担保評価額×70%の範囲内) ②預金担保貸出3,000万円(担保預金の合計額の範囲内) ・ただし、つなぎ資金を含む無担保貸出の合計額は、1,000万円以内。 ・不動産担保貸出と預金担保貸出の合計額は、3,000万円以内	3,000万円	担保評価の範囲内。 預金担保は預金合計額の範囲内。	5,000万円	※担保評価の範囲内	※万円	※担保評価による融資可能範囲					
融資の種類 ○:あり ×:なし	手形貸付	○		○		○		○		○		○		○		○		
	証書貸付	○		○		○		○	償還期間が1年を超えるものは、原則として証書貸付。	○		○		○		○		
金利	つなぎ資金																	
	無担保	1.5%	変動金利 ※適用金利は日信協保証料0.4%を含む	2.2%	固定金利1年以内	2.45%		1.975%	固定(1年以内)	-%		-%		-%				
	有担保	1.0%	変動金利 ※適用金利は日信協保証料0.28%を含む	-%		-%		-%										
	その他																	
	無担保	1.5%	変動金利 ※適用金利は日信協保証料0.4%を含む	2.75%		2.45%	金利は、変動金利・固定金利同率。 貸出期間が1年超の固定金利の場合は、貸出基準金利通知表のマーケット金利の上乗せ金利を加算する。	1.975% 2.975%	(固定)1年以内 (固定)1年超5年以内	手貸(固定) 1.725% 証貸(変動) 1.725%			3.875%	変動金利				
有担保	1.0%	変動金利 ※適用金利は日信協保証料0.28%を含む 預金担保貸付 差入預金金利+0.5%(固定金利、期間は満期日まで)	2.2%	預金担保の場合は預金金利+0.5%、(最も金利の高いもの)	1.95%	金利は、変動金利・固定金利同率。 貸出期間が1年超の固定金利の場合は、貸出基準金利通知表のマーケット金利の上乗せ金利を加算する。	2.475% 2.675%	(変動)5年以内 (変動)5年超	1.475(変動)%			3.375%	変動金利 預金担保貸出については、担保預金レート+0.50%					
返済期間	手形貸付	1年		1年		1年		1年		1年		1年		1年				
	証書貸付	無担保10年 有担保20年	運営資金3年以内 ※但し、金庫と取引等のある団体は5年以内	20年	無担保(運転資金5年、設備資金7年) 有担保(不動産担保・預金担保)は原則20年。但し資金使途、担保内容を考慮し最長30年まで対応可。	10年	運転資金-1年以内 設備資金-無担保5年以内、有担保10年以内	10年	無担保5年以内、有担保10年以内(ただし不動産取得は20年まで可)	無担保7年 有担保10年			無担保5年 有担保10年	運転資金の場合は1年以内				
保証人要否	要		無担保・有担保問わず、当該法人の代表者を連帯保証人に徴する ※与信先代表者の保証人省略も可とするが、その場合は日信協に事前申請が必要 但し預金担保の場合は担保提供者を連帯保証人とし、他の保証人を徴しない	要	原則、法人代表者等	要	①無担保貸出-代表理事1名、理事2名以上を連帯保証人とする ②不動産担保貸出-代表理事1名、理事2名以上、担保提供者を連帯保証人とする ③預金担保貸出-代表理事1名および担保提供者を連帯保証人とする ④つなぎ資金-助成金、交付金の支給に問題がないと判断されるつなぎ資金は、代表理事1名を連帯保証人とする。	要	無担保・有担保を問わず、法人代表者を含む2名以上	要				(1)無担保、有担保を問わず原則として法人代表者を連帯保証人とする。 なお、融資金額、保証能力等により個別に判断し、必要に応じて別途当該NPO法人理事、または第三者を個人連帯保証人として徴求することとする。 (2)担保提供者は個人連帯保証人として徴求することとする。	要	3人以上(但し、担保が定期預金等の場合や自治体の助成金対象で助成金交付の決定が書面等で確認でき、助成金交付までのつなぎ資金の場合には、当該法人の個人連帯保証人の審査を省略することができる。) ※連帯保証人のうち、日信協の定める保証基準を満たすものは2名以上。		